

# 学校園避難所運営マニュアル



太子町立太子西中学校

# 1 太子西中学校避難所運営に関する組織

<b>総括</b>  <b>校長・教頭・防災担当</b>	<b>総括・総務班</b> 全般の 取りまとめ	<b>担当者</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>太子町災害対策本部との調整</li> <li>災害状況に対する問い合わせ等の対応</li> <li>避難所の安全確認と危険箇所への対応</li> <li>避難状況の掌握（避難者数、健康状態他）</li> <li>ボランティアとの連絡・調整</li> </ul>
	<b>情報班</b> 避難者一覧表 作成	<b>担当者</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難者カード（避難者家族票）の記入依頼・整理</li> <li>避難者の入退所者数の掌握</li> <li>安否確認等の問い合わせの対応</li> <li>避難者への情報提供</li> </ul> ※「防災マニュアル」の通報が担当
	<b>物資班</b> 食料・飲料 水・生活物資 の受入れと配 給	<b>担当者</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>掌握、配分計画管理</li> <li>避難所開設時の機材・資材・避難所運営用設備等の確認</li> <li>備蓄がない場合は太子町災害対策本部に請求</li> <li>炊き出し支援</li> </ul> ※「防災マニュアル」の復旧・搬出、避難誘導が担当
	<b>救護班</b> 負傷者、病 人、災害時要 援護者への対 応	<b>担当者</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療、介護活動の支援</li> </ul> ※「防災マニュアル」の救護、避難誘導が担当
	<b>管理班</b> トイレ、ゴミ 等の衛生管理 と環境管理	<b>担当者</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>仮設トイレ設置までのトイレ管理</li> <li>ゴミ集積場の決定、管理、ゴミの分別ルールの徹底</li> <li>感染症、食中毒等衛生面の配慮</li> </ul> ※「防災マニュアル」の警備、応急防災が担当

## 2 避難所開設の流れ

災害の発生	
学校災害対策本部設置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・本部長…校長</li> <li>・副本部長…教頭</li> <li>・防災担当</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童、教職員の安全確保 (状況に応じて保護者等への引き渡し)</li> <li>・施設の被害状況の把握</li> <li>・避難所として適切かどうかの判断</li> <li>・避難所支援班の構成人数決定</li> </ul>
(町担当者の派遣…教育委員会担当者)	
避難所の開設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織・町災害対策担当部局(企画政策課)との協力体制の確立</li> <li>・学校医・地域医師会との連携</li> <li>・災害時要援護者への優先的配慮</li> <li>・緊急車両などの場所の確保</li> </ul>
学校避難所対策本部設置	校長、町担当者、住民の代表者などで構成
	町長が避難所を開設 (状況に応じて、施設管理者、自主防災組織代表者などが <b>応急的に</b> 避難所を開設)
施設の安全確認および安全確保 施設など開放区域の明示	
避難者誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者名簿の作成</li> <li>・避難所使用のマナーと一般的注意の徹底</li> <li>・負傷者などへの対応</li> </ul>
救援物資の調達配給 衛生環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配給時におけるトラブルの防止</li> <li>・避難者数・物資配給経路の把握</li> <li>・物資などの町対策本部への要請</li> <li>・災害時要援護者、非常持ち出し品のない家庭の優先</li> <li>・トイレの管理(仮設トイレ設置含む)</li> <li>・食中毒や感染症、ゴミ処理など、衛生面への配慮</li> </ul>
避難所運営組織づくり支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所運営委員会の設立支援</li> <li>・班編成、班長会議についての助言</li> <li>・避難所生活ルールについての助言</li> </ul>
自治組織による自主運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者生活秩序の管理</li> <li>・避難者名簿の整理・更新・管理</li> <li>・食料、飲料水、救援物資に関する業務</li> <li>・衛生環境の整理</li> <li>・情報連絡活動(緊急電話の設置、情報収集など)</li> <li>・負傷者、病人への対応</li> <li>・災害時要援護者(高齢者、病人など)への対応</li> <li>・日本語の理解が不十分な外国人への配慮</li> <li>・太子町災害ボランティアセンターとの連携</li> </ul>
教職員は学校再開に向けて、授業などの準備、児童の「心のケア」など、学校・児童にかかると業務に専念できる環境を整備する。	
開設期間については、災害救助法に定める7日以内の日数が基本となる。7日間を超える場合は、県知事が厚生労働大臣と協議する。	

(引用文献：EARTHハンドブック)

### 3 避難所開設の流れ（詳細）

#### 1 日目

## 災 害 発 生

太子町災害対策本部（太子町役場 企画政策課）

連絡先 Tel.277-5998

太子町教育委員会 管理課

Tel.277-1016 担当者 管理課長

太子町立太子西中学校

Tel.276-0104

教職員不在時の解錠者

太子町教育委員会 管理課

Tel.277-1016

○ 教職員：学校へ参集  
（勤務時間外）

・ 1号配備…太子町内で震度5弱以下の地震を観測し、小規模の被害が生じたとき

校長、教頭、防災担当

・ 2号配備…太子町内で震度5強又は6弱の地震を観測し、中規模の被害が生じたとき又は被害が中規模に拡大する恐れがあるとき

校長、教頭、防災担当、救護班、情報班（居住地により無理のない範囲で）

・ 3号配備…太子町内で震度6強以上の地震を観測したとき

全教職員 ※風水害等、別途校長の指示により参集する場合もある

○ 原則、学校管理者・教職員が解錠

○ 学校へ参集した教職員は、すでに避難者が集まっているときには、比較的安全な運動場での待機を呼びかける

## 学 校 災 害 対 策 本 部 設 置

本部長：校長 副本部長：教頭

本部員：校長、教頭、防災担当

児童・教職員の安全確保

○ 状況に応じて、保護者等へ引き渡し

## 施設の被害状況の把握

- 校舎配置図に危険箇所等の記入



## 避難所開設可・不可の判断

(学校災害対策本部)

- 不可の場合の判断基準(例)
  - ・ 鉄筋コンクリートの建物の柱の鉄筋が見えている
  - ・ 天井もしくは体育館の水銀灯が落下しそうな状態
  - ・ 隙間の深さが3cm以上の亀裂が入っている
  - ・ 運動場等の地盤沈下, 亀裂が見られる
  - ・ ガス漏れ
- ※ 判断が困難な箇所については, 応急危険度判定士を依頼する  
依頼先 太子町教育委員会 管理課 277-1016  
太子町災害対策本部(太子町役場 企画政策課 277-5998)



## 避難所支援班の構成人数及び役割分担の決定 (学校災害対策本部)

- ・ 総括総務班
- ・ 情報班
- ・ 物資班
- ・ 救護班
- ・ 管理班



(町担当者の派遣…教育委員会担当者)

## 避難所の開設



## 関係機関への協力要請等 (学校災害対策本部)

- 自主防災組織・太子町災害対策本部(企画政策課)との協力体制の確立
- 学校医・地域医師会との連携
- 災害時要援護者への優先的配慮
- 緊急車両などの場所確保



## 学校避難所対策本部設置

構成員: 学校, 町行政担当者, 住民の代表者等



## 施設の安全確認及び安全確保

## 施設等開放区域の明示

### 施設等開放区域の明示

- 用途別開放施設の明示
  - ・ 受付（体育館入口）
  - ・ 学校避難所対策本部（職員室）
  - ・ 一般避難場所（体育館）
  - ・ 災害時要援護者避難所（体育館室）
  - ・ 救護室（保健室）
  - ・ 更衣室（体育館更衣室）
  - ・ 授乳室（剣道場）
- 立入禁止区域の明示
  - ・ 校長室
  - ・ 職員室
  - ・ 事務室
  - ・ 理科室等危険物のある特別教室と準備室
  - ・ 管理運営上必要な場所，早期学校再開に支障がある教室等

（早期学校再開を行えるよう，普通教室は極力開放しない。）
- 避難所運営のための施設確保
  - ・ 緊急車両乗入場所
  - ・ ヘリポート
  - ・ 救援物資保管場所
  - ・ 食料等配給場所
  - ・ 炊き出し場所
  - ・ 仮設トイレ設置場所
  - ・ ゴミ集積所
  - ・ ペットの飼育場所 等

### 避難所運営用設備等機材・資材の確認（物資班）



## 避難者誘導

### 受付（情報班）

- 長机，いす，筆記用具の準備
- 避難者カード，避難者家族票の記入支援
  - ・ 受付：世帯単位で避難者カードに記入

（多人数が集中した場合は氏名・住所のみとし「避難者家族票」を渡す。  
誘導後に記入し受付へ持っていく。）
- 避難所使用のマナーと一般的注意の徹底
  - ・ 場所取り，食料の配布など早い者勝ちではない
  - ・ 災害時要援護者優先
  - ・ 家族，自治会ごとにまとまって

（1㎡：被災直後の一時避難段階，座った状態の占有が可能な面積）  
（2㎡：緊急対応段階での就寝可能な面積，各世帯ごとに間仕切りを用意する）  
（3㎡：避難所生活が長期化し，荷物置き場を含めた占有が可能な面積。更衣室，授乳所などを確保し，避難者のプライバシーを確保する）

### 負傷者等への対応（救護班）

- 医療，介護活動への支援
- 災害時要援護者への対応



# 救 援 物 資 の 調 達 配 給

## 衛 生 環 境 の 整 備

### 救援物資の調達配給（物資班）

- 配給時におけるトラブルの回避
  - ・ 災害時要援護者や非常持出品のない家庭の優先
  - ・ 迅速かつ公平に行うため、避難者のグループごとに配給
  - ・ 公平性が確保できないときは、配給しない
  - ・ 避難者以外の近隣の在宅被災者にも等しく配給
  - ・ 特別なニーズがある物資など、特別な要望については個別に対応
- 食料、医療物資等の町災害対策本部への要請
- 食事、救援物資の配給経路の把握
  - ・ 食料、水、救援用毛布
  - ・ 毛布、日用品セット、タオルセット、救急医薬品セット等

（日本赤十字社 兵庫県支部 TEL078-241-9889）

### 衛生環境の整備（管理班）

- ゴミの集積場所の管理
- 食中毒や感染症等、衛生面への配慮
- 仮設トイレの設置・管理



## 避 難 所 運 営 組 織 づ く り 支 援

- 避難所運営委員会の設立支援
- 班編成、班長会議についての助言
- 避難所生活ルールについての助言



## 自 治 組 織 に よ る 自 主 運 営

### 避難所運営委員会設置

## 2日目以降

自治組織の設立	<b>避難所運営委員会</b>
目的	・自主的で円滑な避難所の運営
メンバー	避難者で編成する「(避難者)組」の代表者, 町行政担当者, 施設管理者(学校管理職)班の代表者, 災害ボランティアの代表者

避難所運営委員会

総務班	<b>避難者生活秩序の管理と避難所運営全般の取りまとめ</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活ルールの作成と周知徹底(飲酒, 喫煙, 点消灯, 所持品管理, ゴミ処理他)</li> <li>避難所日誌の記入</li> <li>マスコミ対応(窓口の一本化)</li> </ul>
	<b>避難者の苦情・悩み等の対応</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難者間でのトラブルの対応</li> <li>避難者の心のケア(相談業務等)</li> </ul>
	<b>ボランティアの要請と受け入れ</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティア活動の拠点設置 (場所: 太子町社会福祉協議会内 太子町災害ボランティアセンター) (要請先: 太子町災害ボランティアセンター 276-4111)</li> <li>ボランティアコーディネーター等, 専門家の依頼 (要請先: 太子町災害ボランティアセンター 276-4111)</li> </ul>
情報班	<b>避難者名簿の整理・更新・管理と安否確認等の問い合わせの対応</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難者カード(避難者家族票)の整理</li> <li>入退所者の管理と人数の掌握</li> <li>避難者への情報提供</li> </ul>
物資班	<b>食料・飲料水・生活物資等に関する業務</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要物の内容及び数の掌握</li> <li>必要物の請求先 太子町災害対策本部</li> <li>物資等の仕分け</li> <li>物資等の配給</li> <li>食中毒等衛生面の配慮</li> <li>炊き出し等の支援</li> </ul>
救護班	<b>負傷者・病人への対応</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急処置 ・医薬品管理</li> <li>救急車要請, 医療機関へ搬送手配, 医療機関等との連絡</li> </ul>
	<b>災害時要援護者への対応</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時要援護者の介護</li> <li>福祉避難所への搬送手配</li> <li>避難所内の子どもの保育活動</li> <li>外国人への対応</li> </ul>
管理班	<b>衛生管理・環境管理</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮設トイレ設置までのトイレ管理(プール水利用等の対応)</li> <li>仮設トイレ設置(請求先: 太子町災害対策本部)</li> <li>ゴミ集積場の決定, 管理</li> <li>感染症, 食中毒衛生面の配慮</li> <li>ペット等の飼育場所の設定。飼い主が責任を持って管理</li> </ul>

# 避難者名簿（世帯単位）

自治会名 \_\_\_\_\_

※この名簿は入所時に世帯代表の方が記入して避難所受付にご提出ください。

世帯代表者氏名				住 所	
入 所 年 月 日		年 月 日		電 話	携帯
家族 (避難者…本人含む)	ふりがな 氏 名	年齢	性別	要配慮者の内訳（該当する場合は○）	
			男・女	・65歳以上高齢者・要介護者・障害者・難病患者・妊産婦 ・乳幼児・アレルギー・その他（ ）	
			男・女	・65歳以上高齢者・要介護者・障害者・難病患者・妊産婦 ・乳幼児・アレルギー・その他（ ）	
			男・女	・65歳以上高齢者・要介護者・障害者・難病患者・妊産婦 ・乳幼児・アレルギー・その他（ ）	
			男・女	・65歳以上高齢者・要介護者・障害者・難病患者・妊産婦 ・乳幼児・アレルギー・その他（ ）	
			男・女	・65歳以上高齢者・要介護者・障害者・難病患者・妊産婦 ・乳幼児・アレルギー・その他（ ）	
			男・女	・65歳以上高齢者・要介護者・障害者・難病患者・妊産婦 ・乳幼児・アレルギー・その他（ ）	
			男・女	・65歳以上高齢者・要介護者・障害者・難病患者・妊産婦 ・乳幼児・アレルギー・その他（ ）	
	食物アレルギー 物質名				特記事項（要配慮者等）
行方不明者（ご家族） 氏名 年齢 性別 男・女				家屋の被害状況 (避難時の状況)	全壊・半壊・一部損壊
行方不明者（ご家族） 氏名 年齢 性別 男・女				親族など連絡先	

(表)

